



災害共済給付システムリニューアルに関する 第1回Web説明会

I 新システムの基本的な考え方 ～②新システムの利用環境(アカウント管理)～

独立行政法人 日本スポーツ振興センター(JSC)

法令遵守 + (学校・設置者・保護者の) 利便性向上

【契約・名簿更新における設置者の役割】

●センター法第16条（抜粋）

- ・ 学校の設置者が、児童生徒等の保護者の同意を得て、（略）センターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。

●免責の特約を付した災害共済給付契約約款第6条（抜粋）

- ・ 甲（学校又は保育所等の設置者）は、毎年度、この契約に係る児童生徒等の名簿を更新するものとする。

【給付金の支払の請求及びその支払における設置者の役割】

●センター法施行令第4条（抜粋）

- ・（略）給付金の支払の請求は、災害共済給付契約に係る学校の設置者が行うものとする。
- ・ センターは、（略）支払額を決定したときは、速やかに、（略）当該各号に定める者（学校の設置者）を通じて、当該各号に定める児童生徒等の保護者（略）に対し、給付金の支払を行うものとする。



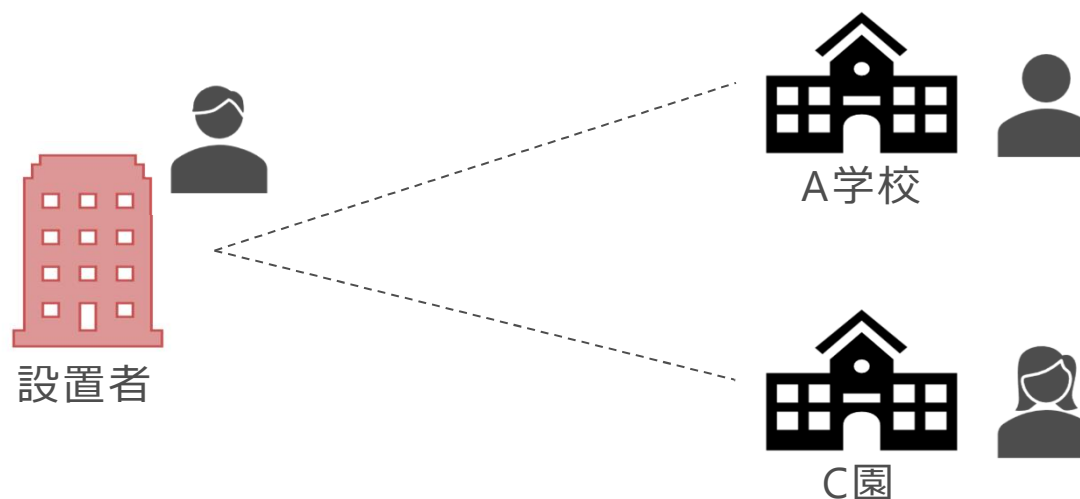
事務手続は、**学校の設置者**にて対応

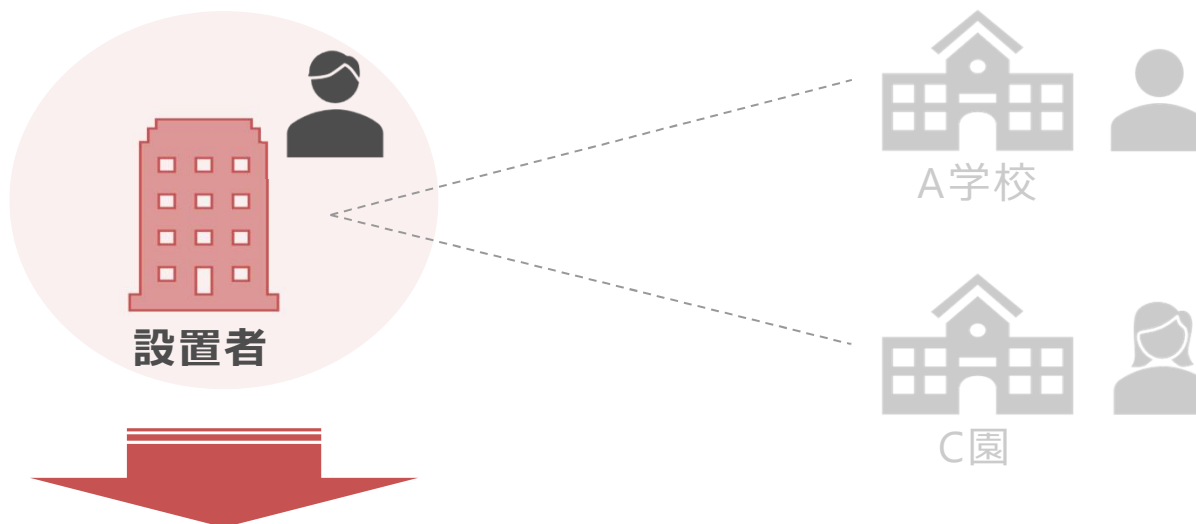
法令遵守 + (学校・設置者・保護者の) 利便性向上

➡ 事務手続は、**学校の設置者**にて対応

➡ **学校の設置者**を明確化

設置者と学校の間係を整理し、担当者ごとの**役割・権限**を明確化



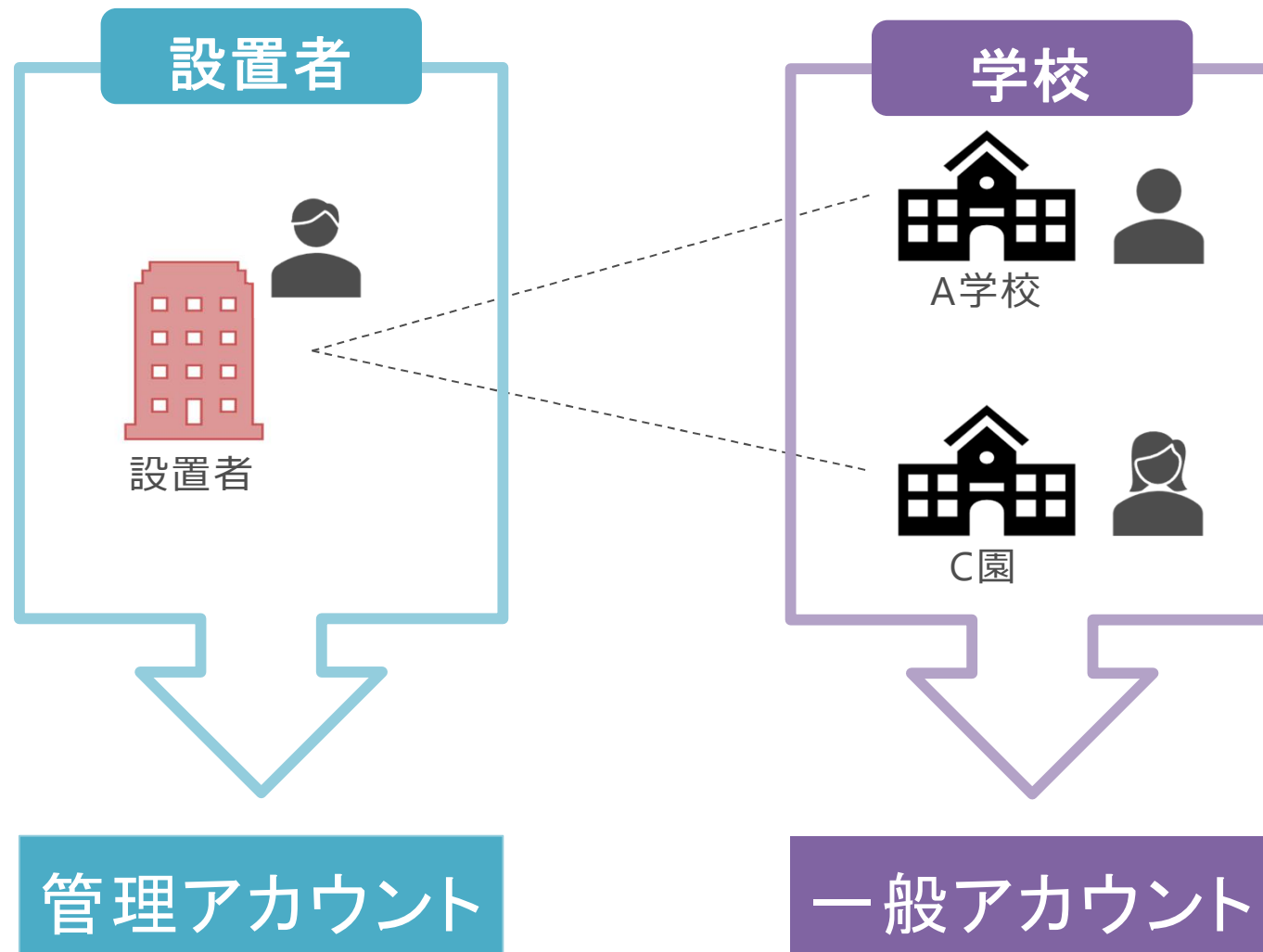


国 立	国立大学法人事務局、独立行政法人国立高等専門学校機構
公 立	教育委員会、市町村、公立学校法人事務局
私 立	学校法人等の事務局

※学校の管理及び運営のみを行う指定管理者は「学校の設置者」とはなりません。

国税庁が指定する「**法人番号**」をもとに設置者である**法人を特定**

※個人事業主が設置・運営している保育施設の場合は、個人事業主を設置者とします。



契約の締結（名簿更新申請含む）
一般アカウント(学校担当者)の管理
学校統廃合
設置者情報(所在地・電話番号等)の変更
給付金請求
災害報告
学校情報の変更
名簿登録

管理アカウント

●センター法第16条(抜粋)

学校の設置者が、児童生徒の保護者の同意を得て、(略)センターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。



加入者名簿の更新(JSCへの申請)

= 契約の更新

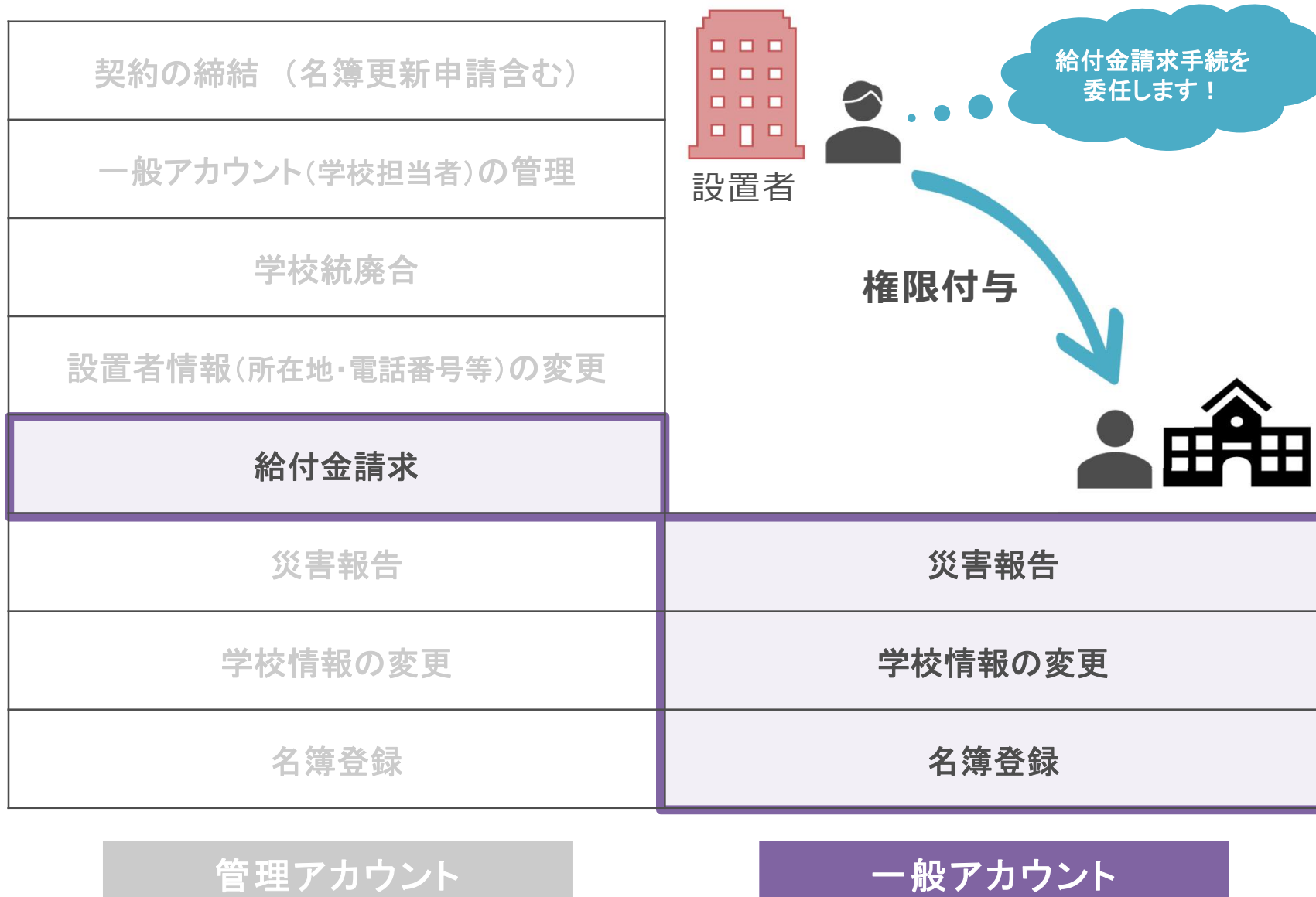
= 設置者(管理アカウント)で行うべき事務

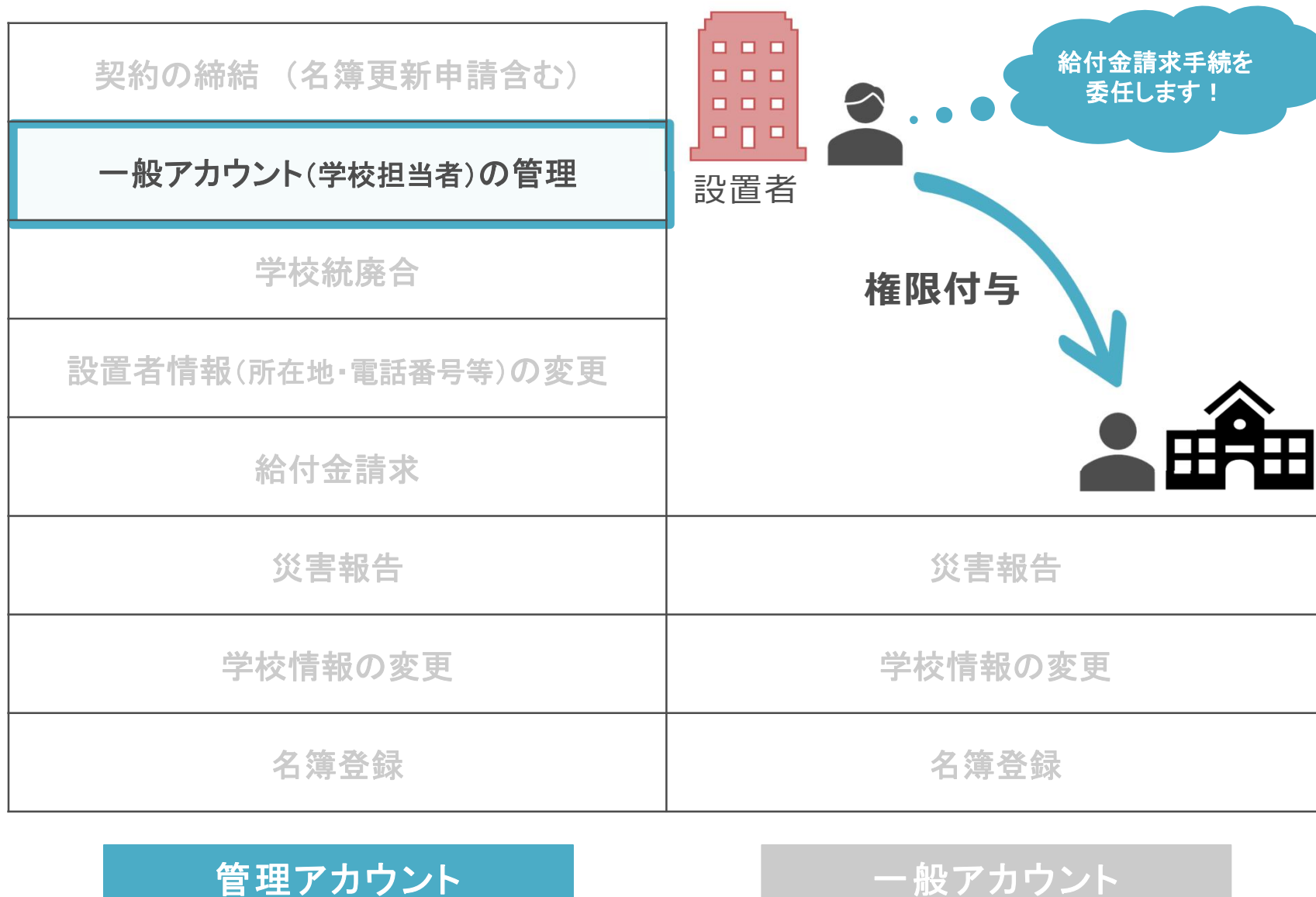
※各学校の名簿登録等の申請の手前までの作業は、一般アカウントで行うことも可能

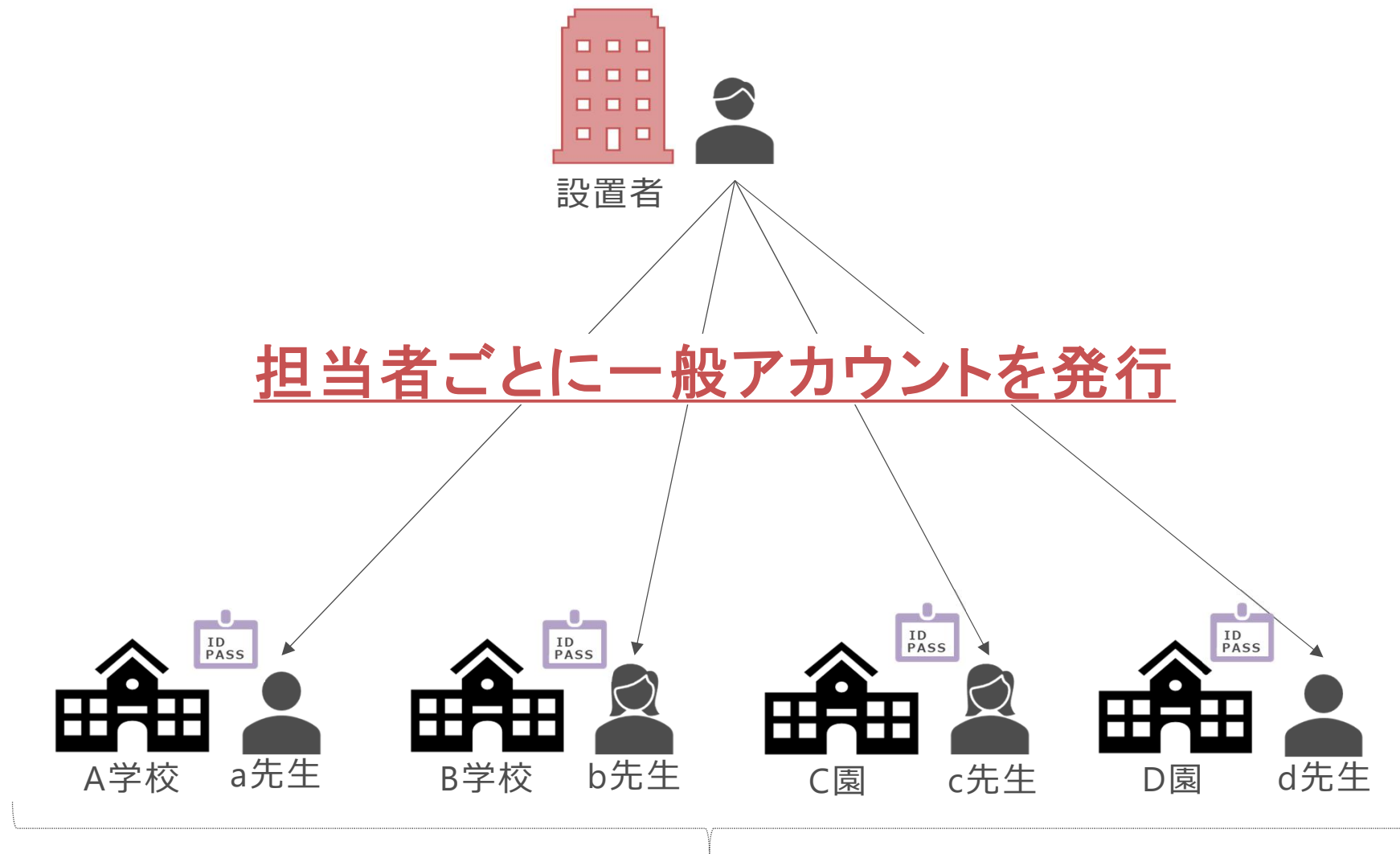


契約の締結（名簿更新申請含む）	
一般アカウント(学校担当者)の管理	
学校統廃合	
設置者情報(所在地・電話番号等)の変更	
給付金請求	
災害報告	災害報告
学校情報の変更	学校情報の変更
名簿登録	名簿登録
管理アカウント	一般アカウント

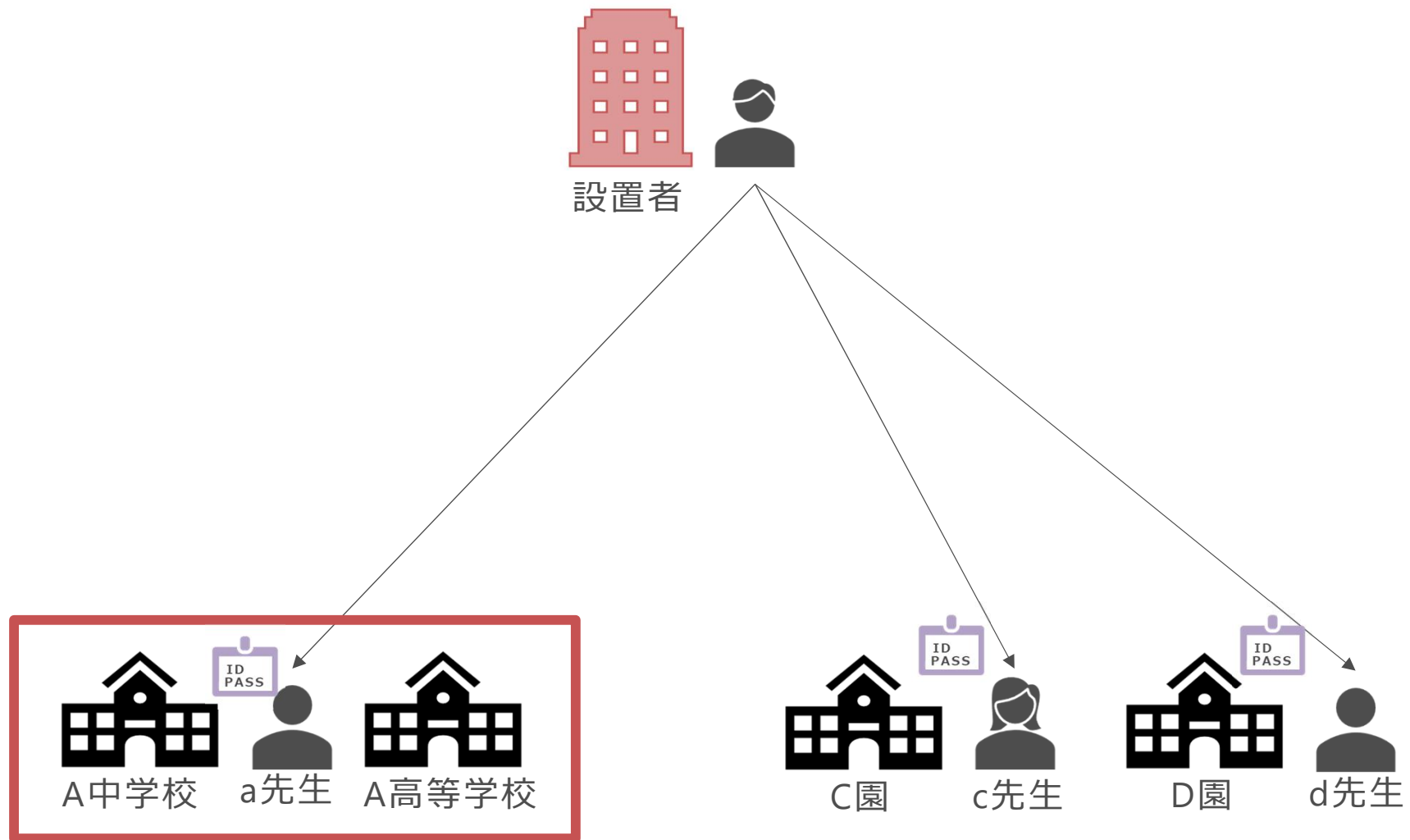




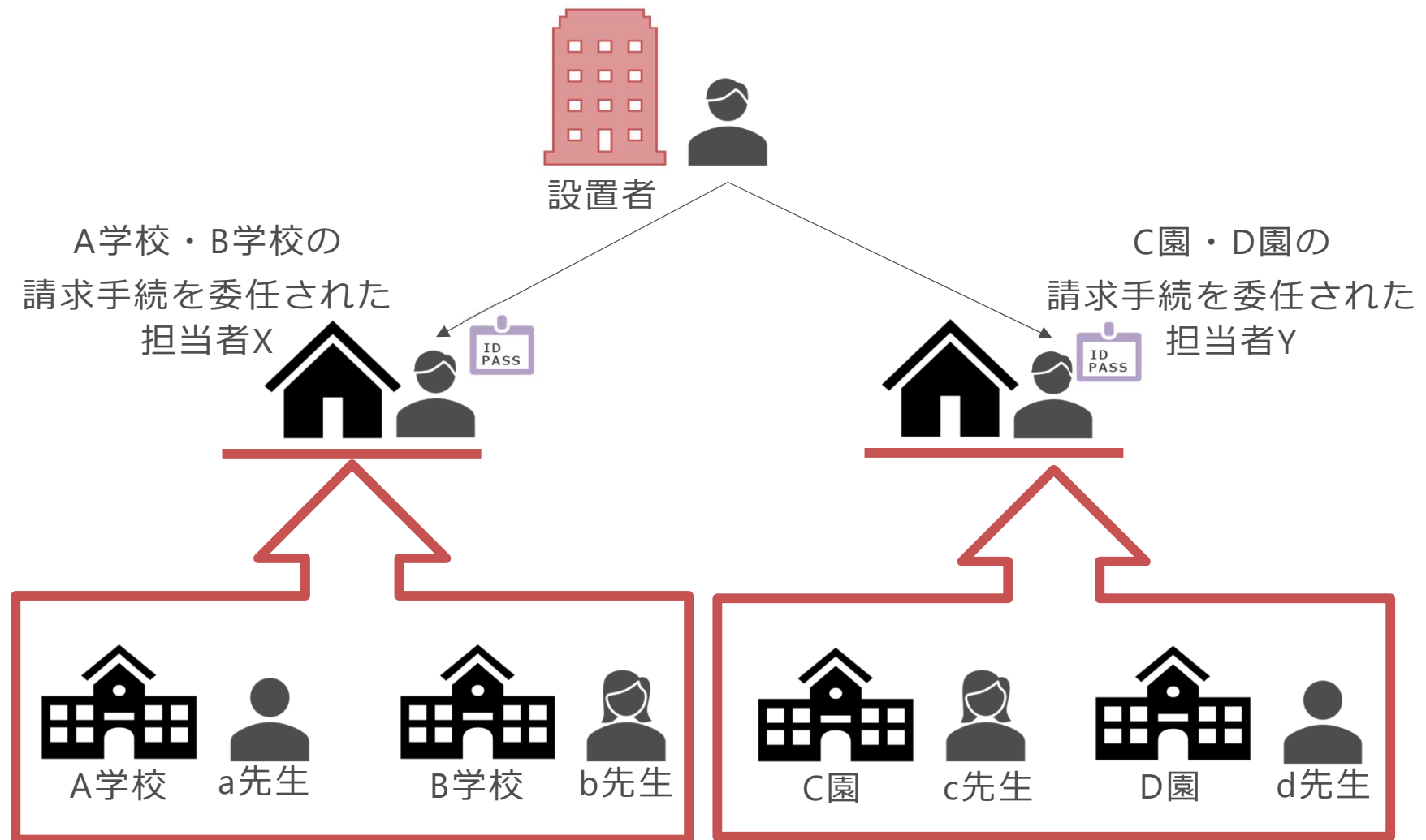




一般アカウント配分上限数：管下学校数 × 2 + 1 個



複数の学校の災害報告を担当することも可能



給付金の請求業務を複数人で分担することも可能

ログインID  xxxx@example.com (メールアドレス)

【新システム利用開始に必要な事前手続(管理アカウント)】

7月上旬 管理アカウントとして登録するメールアドレス調査
(調査票をJSCより対象者へ郵送)

7月31日 回答期日

新システム稼働後 パスワード設定(メールアドレスへJSCより通知)

対象者：国税庁が付番する法人番号が指定されている該当の設置者
教育委員会・保育施設を設置・運営している個人事業主

※現行システムにおいて「設置者」として登録されているが、
新システムにおいて管理アカウント取得の対象とならない学校等に対しては、
新システムにおけるアカウント体系のお知らせ文書のみ送付

登録したメールアドレスに対して
システム刷新に向けた最新の情報を随時送信予定

ログインID  xxxx@example.com (メールアドレス)

【新システム利用開始に必要な事前手続(一般アカウント)】

新システム稼働前

一般アカウントとして登録するメールアドレスの集約

(多数の学校を擁する設置者の場合は、一覧表のリストの作成)

新システム稼働後

一般アカウントを管理アカウントにて登録

(csvファイルにより複数アカウントを一括登録可能)

※csvファイルのフォーマットは準備ができ次第お知らせ

新システム稼働後速やかに

一般アカウントの登録作業をお願いいたします

アカウント登録手続きについては
10月下旬に公開予定の第2回説明会動画において
システム操作を含めご説明いたします

